

生徒心得

1. 高校生活全般

- (1) 府立学校は府民の税金によって設立、運営されていることをよく考え、報恩感謝の念をもち、言動に謙虚であること。
- (2) お互いの人格を尊重し、規律や礼儀を重んじること。
- (3) 飲酒・喫煙・暴力行為は厳禁とする。また、酒・煙草及び心身を害すると思われる薬物等を所持することや、飲酒・喫煙の場に同席することも厳禁とする。
- (4) 所持品等は、ぜい沢華美にならないよう注意すること。
- (5) 生徒証明者・生徒手帳は常に携帯すること。
- (6) 生徒としての本分に反する行為は厳禁とする。(怠学、窃盗、その他不純・不正行為など)
- (7) パーマ・毛染め・過度のヘアアイロンなど、地毛に手を加えることは禁止する。
(配慮が必要な場合は必ず許可を得ること)
- (8) ピアス・装飾具・過度の化粧は高校生として不必要である。身だしなみには、清潔感・機能性・品位を常に注意すること
- (9) 携帯電話を所持している場合、授業の妨げとならないよう、必ず電源を切るか機内モードに設定し、カバンもしくは個人ロッカーにしまうこと。
- (10) SNSなどで許可なく他者の写真を掲載したり、他人が不快に感じる発信は厳禁とする。

2. 服装規定

本校生徒の服装は次のとおりである。

(1) 制服

学校指定の上着、ズボンまたはスカート、学校指定のシャツ、ネクタイまたはリボン
学校指定のニット制服 (ベスト・セーター・カーディガン)

◎上記制服以外の着用は認めない(防寒具除く)。

◎制服は、勝手に変造することを禁止する。

◎式典・集会時には、ネクタイまたはリボンを着用すること。

◎スカート丈は、ひざの中心を基準とする

◎11月1日～4月30日の期間は、冬服着用期間とし、必ず上着を着用すること。
それ以外の期間は気温等に合わせ、各自で調節すること。

(2) 上記冬服の上に防寒具(コート、マフラー、手袋等)の着用を認める。

(3) 通学には機敏に行動できる靴を用いること。(かかとのない靴は禁止とする)

(4) 校舎内上履きには、学校指定のもの(学年色別)を使用すること。

3. 通学および登下校

- (1) 通学の際（休日含む）は、必ず制服を着用しなければならない。
- (2) 生徒は登校後及び終業時にHRにおいて出欠の点検を受けなければならない。
- (3) 自転車通学を希望する生徒は自転車通学届を提出して鑑札を受けなければならない。
- (4) 自転車は自転車置場に整頓して置き、施錠すること。
- (5) 徒歩・自転車に関わらず、交通ルール・マナーを守ること。
- (6) 自転車で走行する時には、ヘルメットを着用することが望ましい。
- (7) 原動機付自転車・自動二輪・自動車・フル電動自転車等の、機械の力のみで走行できる物、また、人力走行と動力走行を切り替えられる物を厳禁とする。

4. 校内生活

- (1) 上履きそのまま運動場等へ出てはならない。
- (2) 校内への火器の持ち込み・使用は厳禁とする。
- (3) 掲示・放送・印刷物の刊行・配布を行う時は、事前に生徒会部の許可を得、指導を受けること。掲示物は生徒会部が指定した場所以外に貼ってはならない。
- (4) 学習・部活動に関係のない学校生活に不要の物品は持参してはならない。また、下校時には私物はすべて持って帰るか、個人ロッカーに保管すること。
- (5) 生徒相互間の物品等の販売は特に定める以外は禁止する。また、地域祭礼に関わる金品のやり取りを禁止する。
- (6) 校舎・校具等の公共物を使用する時は、あらかじめ管理責任者の許可を得て使用し、使用後は整理整頓してその旨を届け出ること。
- (7) 校舎・校園・校具を愛護し、学校の保全・美化に努めること。設備・備品等を破損・汚損した場合は速やかに学級担任・関係教員に届け出ること。
- (8) 始業後10分経過しても教科担当者が教室に来ない時、学級委員長が職員室に在室している教員に連絡し、指示を受けること。
- (9) 遅刻・早退は所定の届をすること。始業から就業までの間に一時外出することはできない。やむを得ず外出する時は所定の届をすること。
- (10) 所有物には必ず氏名を明記し、紛失物・拾得物は届け出ること。
- (11) 金品の保持には特に留意し、絶対に肌身から離さないこと。また、必要のない貴重品は学校に持ってこないこと。更衣をする時は、学級担任または教科担当者に保管してもらうこと。

5. 校外生活

- (1) 高校生として好ましくない場所、特に大阪府青少年育成条例および風俗営業府に基づき入場を禁止された場所に入入りしてはならない。
- (2) 警察官や校外補導員の補導を受けた時は、ありのままを素直に答え、速やかに学級担任または生徒指導部の教員に連絡すること。
- (3) 道路の通行や自転車の運転に際しては道路交通規定を守り、安全に留意すること。万一事故に遭った場合は、すぐに警察・学校に連絡すること。
- (4) 個人で旅行をする時は、保護者の許可を得ること。
- (5) アルバイトは原則禁止とする。やむを得ずしなければならない時は、よくその仕事の性質・環境を調べ保護者の了解を得ること。また、補習など放課後に指導がある時は、学校生活を優先すること。
- (6) 学校内外を問わず、集会をしたり、団体を結成したり、他の団体に加入したりする時は、保護者または学校の許可を得ること。

6. 友人との交際

- (1) 良友を選ぶことは人生でも重要なことの一つである。反社会的・非社会的な誘惑をはねのける勇気を持ち、良識のある自主性を持つよう心がけること。
- (2) 男女問わず、親しい友人は互いの家庭に紹介すること。ただし、大阪府青少年育成条例に基づき、夜間の外出は禁止する。友達の家を外泊する時は、互いの保護者の了承を得ること。
- (3) 男女の交際は、誤解を招いたり、ひんしゆくを買うようなことは慎むこと。

7. 届出事項および許可事項

別表に示す事項については、届出または許可を要するため、表に基づき所定の手続きを取らなければならない。

8. 公式試合等による欠席及び忌引き

- (1) 部活動などの公式試合等による欠席は出席扱いとする。
- (2) 忌引の日数は次の通りとする。

父母	7日
祖父母・兄弟・姉妹	3日
伯叔父母・その他親族	1日